

公立大学法人公立鳥取環境大会計実施規程第22条に規定する立替払いに関する細則

令和3年1月22日
公立鳥取環境大学規程第2号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人公立鳥取環境大会計実施規程（以下「規程」という。）第22条に規定する立替払いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(立替払いできる経費の包括承認)

第2条 規程第22条第1項第7号「その他業務遂行上真にやむを得ないと認められる経費」について、以下に掲げる経費は、同条第2項によらず、あらかじめ承認があったものとして扱う。

- (1) 施設の入場料、体験費用など
- (2) 出張先等で緊急に代金を支払う必要が生じた経費
- (3) 施設の維持管理にかかる経費
- (4) 所属長が業務上緊急に立替払いが必要と判断した経費

2 前項第4号について、1万円以上は経理責任者の事前承認を必要とするものとし、1万円未満については包括承認の対象とする。

3 第1項第4号において飲食費の立替払いをする際には、立替払いしようとする金額にかかわらず、あらかじめ、会議等の飲食費の執行基準第3条の手続きを行わなければならない。

(請求)

第3条 規程第22条第1項及び第2条の規定により立替えた経費は、証憑書類を添付し、原則として4週間以内に請求を行わなければならない。

附 則

この細則は、令和3年1月22日から施行する。